

様式第4号 (第4条関係)

申請者の方へ この書類を施設に提出する場合は、必ず封入・封緘し、封筒に氏名を記入して提出してください。

Date

子育てのための施設等利用給付（無償化）認定・変更申請書(法第30条の4第1号)
(application for education free)

(宛先) うるま市長 様

【申請にあたって同意していただく事項】

1. 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。

2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給その他施設における給食費の徴収に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者を提供することがあります。

3. 施設等利用費は、市区町村が認めた場合は、申請者に代わり、利用する施設・事業者が受領する場合があります。

4. 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。

5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。

6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第59条の2に規定する事業(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、幼稚園（子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園）、特別支援学校幼稚部の施設等利用給付認定を希望（幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業(※1)は利用しない）するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

		usage start date			
Name of applicant (guardian)	Name		relationship with student	Current Resident address	
				Date of birth	
	Phone number ※Please write the numbers in order that we can reach you at				
	①	father · mother other ()		②	father · mother other ()
Student Information	Name		Current Resident address	☐ same as applicant	
				個人番号(マイナンバー)	
		Date of birth		Sex	

利用(予定含む)する幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚部を記入して下さい。

kindergarden name	adress	
	usage start date	

Other family Information

Name	relationship with student	Date of birth	Resident status (In case of separation, enter your address)
			☐ living together ☐ separation
			☐ living together ☐ separation
			☐ living together ☐ separation
			☐ living together ☐ separation
			☐ living together ☐ separation

※For foreigners, the following documents are required.
・ Documents confirming your place of residence
・ Passport, etc
※A Japan bank account is required to receive reimbursement.